

## 令和 2 年度第 2 回青梅市図書館運営協議会会議録

令和 2 年 7 月 3 0 日（木）午後 6 時～  
青 梅 市 中 央 図 書 館 多 目 的 室

1 あいさつ  
会 長

### 2 協議事項

#### (1) 青梅市図書館基本計画（令和 3 年度～令和 7 年度）について

(事務局) [資料にもとづき説明]

(会 長) パブリックコメントに対する御意見に対する回答が、前回協議会案から変更になっている件についての補足ですが、久保七郎氏の業績等を歴史学の視点から調べ直したところ、東京都立図書館の記念誌や三多摩の郷土史の文献、昭和 2 0 年代から 3 0 年代の新聞記事等の資料から、久保氏が公私に渡り都立青梅図書館を中心とした活動で主導権を発揮されていたということが改めて確認できました。これらの事実について、事務局にアドバイスをいたしました。

(委 員) この「市の考え方」は、最終的にはパブリックコメントをされた方に対して提示しますか。

(事務局) 個人宛ではなく、市のホームページ、教育委員会のホームページで公開し、広く市民にお知らせします。

(委 員) 電子書籍の貸出についての検討についてですが、導入自治体の図書館ではどんなサービスが行われているのか、また、今後の展開などについて教えてください。新型コロナの影響で、図書館に行かなくても貸出が出来るなどのメリットがあったのではないのでしょうか。

(指定管理者) 全国の 3, 2 0 0 館位公共図書館のうち、電子書籍を導入している公共図書館はあまり多くないという状況です。

導入の段階で、図書館ホームページ等の改良が必要なため初期費用に 5 0 ～ 1 0 0 万円位かかります。その後、電子書籍代がかかりますが、1 冊につき紙の書籍の 3 倍位の価格になります。電子書籍は一度に利用できるアクセス数が設定されており、1 タイトルに対し 1 ～ 3 アクセス位です。

また、図書館向け電子書籍は、個人向けと違い、新刊書がすぐに入手

できないようになっていきます。例えば、直木賞など人気のある新刊の購入は、図書館では2～3年後になります。

新型コロナの影響で、図書館の電子図書利用が大変伸びたという報道がありました。それはすでに所蔵していた電子書籍の閲覧回数です。昔からの定評のある書籍の電子書籍の貸出が増加したという報告と思われま

(事務局) 電子書籍については、新刊がすぐに提供できないことやアクセス数により購入価格が変わることなど様々な課題があります。今後、時期は未定となりますが、調整を取りながら導入を検討してまいります。

(会長) 大学のオンラインの授業で、学生へレジュメのほかに文献資料を添付資料としてPCで送る際も、著作権法に反するという問題が発生し、ようやく4月末に、著作権法改正法が施行され、何とか切り抜けている状況です。新型コロナの感染拡大で急遽オンラインになり、著作権法自体も当初想定してなかったケースのようで、法整備の方が遅れている。追っかけっこになっているようですね。

こうした著作権法の問題からみても、電子書籍は難しいだろうと思われました。

(事務局) 今、図書館ではTCNの御協力をいただいて読み聞かせを録画し、それをオンラインで放映したいと考えています。その際にも著作権、本の著作権が絡みます。なかなか厳しいところありますが、著作権フリーの青空文庫などを使ってできないかと調整しているところです。そのような形で、家のテレビ、図書館ホームページを通じて読み聞かせができないか検討しています。

(会長) 委員の皆様、他に御意見はありますか。ないようでしたら、図書館基本計画（令和3年度～令和7年度）については御了承いただいたと判断いたします。

### 3 報告事項

#### (1) 指定管理者による図書館の管理運営

(指定管理者) [資料にもとづき説明]

(会長) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた運営をされていると思いますが、現時点で利用できる図書館サービスを教えてください。

(指定管理者) 現在は6月23日以降の状況と変わっておりません。中央図書館の

滞在時間は1時間まで、分館は30分までです。閲覧席については密にならないよう座席の間隔を空けています。中央の2階および3階は20～30席の閲覧席が利用できます。また、調査研究コーナーのある4階の閲覧席は、毎正時から40分間を利用者に御利用いただき、利用後の座席は残り20分間で消毒しています。利用者閲覧用インターネットPCについては、密にならないよう隣の座席を空けて御利用いただいています。利用できないサービスは、長時間滞在や密になることが見込まれるAVブースやCD試聴機、おはなし会などの行事です。その他のサービスについては、滞在時間制限はありますが、書架から本などを選んで閲覧することや貸出ができます。

(事務局) 近隣の市の状況ですが、他市の状況も同じように6月23日以降は変更しておりません。同じように1時間以内で御利用いただいている状況です。新型コロナウイルス感染症が拡大している中、通常に戻したくても戻せない。今の状況ではこれが出来る範囲と考えています。今後、他市の状況を見ながらサービスを拡大したいと考えています。

(会長) 図書館の入館者数制限はしていますか。また、入館者の把握は行っていますか。

(指定管理者) 入館者の数の制限というのは特にしておりません。

入館記録については、日本図書館協会のガイドラインに記載がありましたので、来館者の図書館カード番号の記録を利用者に御協力いただいて実施しています。来館時点では番号の記録だけなので個人情報と結びついていません。保健所から図書館を利用した方が発症したのでデータを提供してくださいということがあれば、データベースとリンクさせて情報を提供するという事は考えられますが、これは万が一に備えてということです。

(事務局) 個人情報上の住所や名前はずぐには分からない羅列された数字だけを蓄積し、感染症発生時にシステムに突合すれば個人が特定できるということです。入館者制限は、基本的に人が一気に来館している状況ではないので、制限をかけていません。

## (2) 第4回青梅市図書館を使った調べる学習コンクールについて

(指定管理者) [資料にもとづき説明]

(委員) 調べる学習コンクールの子どもたちへの支援で、若草小の学校図書館

では、夏休み前の2日間ですが、休み時間に学校司書の方が子どもたちに「調べる学習コンクール」のやり方や参加方法を教えてくれる取組みがありました。

このコンクールに興味を持った子どもたちが図書室に行って自分で話を聞いて、こんなふうにやればいいのかと意欲的な姿が見られ、大変感謝をしています。

(会長) 今のようなコロナ禍の状況下では、このコンクールの趣旨である「図書館を使って調べる」ということ自体が難しい状況にあるのかと思っています。

大学でも、新型コロナの感染拡大で、大学の図書館を十分に利用できない現状です。そこで、学生がレポート課題において、ホームページの情報を利用した場合でも、OKという形で柔軟に対応してほしいと、大学側から要請されています。

このコンクールについては、従来からホームページの利用はOKだったと思いますが、コロナ禍の今回は、図書館に行って調べない形の応募はやむなしという理解でよろしいでしょうか。

(指定管理者) 例えば統計や物の作り方の工程をホームページ上に掲載された形でそのまま掲載するのは著作権の問題等ありますので出来ませんが、引用の形は可能です。引用であれば、このコンクールでは良しとしています。ただし、引用ですので、そのサイトのURL、いつ見たかの記載は必須です。それがインターネットを引用した時のルールとしてあるので、調べ学習の一つの要素として認めてはおります。しかし、主体としては、調べ学習は文献を調べることを主旨としていますので、本は借りて調べていただきたいのが本音です。

#### 4 その他

(事務局) [次期指定管理者募集に関する仕様書作成状況について報告]

※委員、了承

(会長) 以上で、本日本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。委員皆様には長時間にわたり、ご協力賜り大変ありがとうございます。

これをもちまして令和2年度第2回図書館運営協議会を閉会とさせていただきます。